

## 未来ケアカレッジ 実務者研修 学則

### (設置目的)

第1条 本研修は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく社会福祉の専門技術者の養成を目的とする。

### (名称)

第2条 本研修は 未来ケアカレッジ 実務者研修という。

### (位置)

第3条 実施者は 愛知県名古屋市中村区椿町2-1-2 に所在を置く。

### (養成課程、修業年限、定員、学級数)

第4条 本研修の課程、修業年限及び定員は次の表の通りとする。

養成課程	修業年限	入学定員	学級数
通信課程	6月(※)	696名	29

※保有資格により短縮あり、但し最短1カ月以上。

### (入所時期)

第5条 入所時期は開校日とする。

### (休業日等)

第6条 休業日については別に定める。

2. 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### (教育課程)

第7条 本研修の教育課程及び授業時数等は、別表第1の通りとする。

また、医療的ケア及び医療的ケア演習以外の科目については、スクールアワーを適用する。

### (履修方法)

第8条 前条に規定する教育課程に基づき、テキストによる自宅学習（通信指導）とスクーリング（面接指導）によって行う。

通信指導は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

面接指導は、スクーリングにて技術を習得するものとする。

### (入所資格)

第9条 入所資格は、下記のいずれかを満たす者とする。

介護に関心があり、介護職として従事する意思を持っている者

介護の実務経験を有し、介護福祉士を目指している者

介護に必要な技術と知識を身に付けることができ、かつそのための努力を惜しまない者

### (入所者の選考)

第10条 受講希望者から提出された本研修所定の申込書の内容を総合的に判断し、合格者を決定する。

(入所手続)

第11条 本研修の入所手続は、次の通りとする。

- (1) 本研修の受講希望者は、本研修指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込みを行う。ただし、随時選考を行い受講決定者が定員に達した時点で申込は終了する。
- (2) 受講が決定した者については、受講決定通知書を発行する。
- (3) 受講決定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(休学、復学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない事由によって、1か月以上出席することができない場合は、健康診断書等その事由を記した届を施設の長に提出し、休学の許可を受けなければならない。また、復学を願い出るときも、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

(学習の評価)

第14条 通信指導の科目は添削課題、面接指導の科目は紙上演習および実技試験をもって評価を行う。また、下記の条件を満たした者を合格とする。

- (1) 通信指導による科目については、添削課題を提出し、且つ60点以上を得点すること。合格に満たない場合は、合格点を得点するまで添削課題を再提出する。
- (2) 面接指導による科目については、第7条に規定する授業時数の3分の2以上出席し、且つ紙上演習および実技試験において6割以上の評価を得ること。合格に満たない場合は、合格に達するまで再評価を受ける。

(課程修了の認定方法)

第15条 すべての科目について、前条に挙げる合格基準をすべて満たした者に対し課程修了の認定を行う。

(卒業)

第16条 所定の修業年限以上在学し、課程修了を認定された者には、修了証書を授与する。

(遅刻、早退、欠席)

第17条 理由の如何にかかわらず、10分を超える遅刻、早退は欠席扱いとする。

(補講)

第18条 面接指導の科目について、出席時間数が第7条に定める各科目の授業時数の3分の2に満たない者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことができる。

(受講料)

- 第19条 本研修の受講料は別表2の通りとする。受講料の中には、消費税・テキスト代を含むものとする。また、福祉系高校ルート及びEPAルートの介護福祉士国家試験受験者が、実技試験の免除を受けるために「介護過程Ⅲ」を受講する料金は、112,750円とする。
2. 第1項に規定する受講料は、受講申込み後、所定の期日までに納付しなければならない。

(受講料の返還)

- 第20条 開講以降は出席の有無にかかわらず、既に納入した受講料は返還しない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、全部又は一部を返還する。

(教職員組織)

- 第21条 本研修に次の教職員を置く。
- (1) 施設の長
  - (2) 専任教員（教務に関する主任者含む）
  - (3) その他の教員
  - (4) 事務職員
2. 本研修には、前項各号に掲げる職員のほか必要な職員をおくことができる。

(賞罰)

- 第22条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。
- (1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者
  - (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(施行細則)

- 第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本研修がこれを定める。

附則

1. この学則は、平成26年2月1日から施行する。

附則

1. この学則は、令和3年6月15日から施行する。ただし、別表1の新教育課程への改正及び別表2の受講料の金額改正は、令和3年10月16日から施行する。

附則

1. この学則は、令和3年9月8日から施行する。

別表 1 (学則第 7 条関係)

科 目	時 間 数						
	通信課程						
	一般	訪問介護員研修修了者			介護職員 初任者研 修修了者	介護職員 基礎研修 修了者	喀痰吸引 等研修修 了者, 看護 師
1 級		2 級	3 級				
人間の尊厳と自立	5	—	—	—	—	—	5
社会の理解 I	5	—	—	—	—	—	5
社会の理解 II	30	—	30	30	30	—	30
介護の基本 I	10	—	—	10	—	—	10
介護の基本 II	20	—	—	20	20	—	20
コミュニケーション技術	20	—	20	20	20	—	20
生活支援技術 I	20	—	—	—	—	—	20
生活支援技術 II	30	—	—	30	—	—	30
介護過程 I	20	—	—	20	—	—	20
介護過程 II	25	—	25	25	25	—	25
介護過程 III (スクーリング)	50	50	50	50	50	—	50
こころとからだのしくみ I	20	—	—	20	—	—	20
こころとからだのしくみ II	60	—	60	60	60	—	60
発達と老化の理解 I	10	—	10	10	10	—	10
発達と老化の理解 II	20	—	20	20	20	—	20
認知症の理解 I	10	—	10	10	—	—	10
認知症の理解 II	20	—	20	20	20	—	20
障害の理解 I	10	—	10	10	—	—	10
障害の理解 II	20	—	20	20	20	—	20
医療的ケア	50	50	50	50	50	50	—
医療的ケア演習 (スクーリング)	15	15	15	15	15	15	—
合 計	470	115	340	440	340	65	405

別表 2 (学則第 19 条関係)

所有資格	一般 (無資格)	訪問介護員			介護職員初 任者研修	介護職員基 礎研修
		1 級	2 級	3 級		
受講料(円)	164,450	96,250	109,450	153,450	109,450	54,450

所有資格	喀痰吸引等研修, 看護師	訪問介護員 2 級 + 喀痰吸引等研修	介護職員初任者研修 + 喀痰吸引等研修
受講料(円)	125,950	83,050	83,050

※ 地域・時期等による受講料割引を行う場合は、ホームページまたは案内パンフレットにて告知する。